

運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 LIFIX が開設する訪問看護ステーション縁（以下「事業所」という。）が行なう指定訪問看護および介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、病気や怪我などにより家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護および介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。また、事業の実施に当たっては、各市町村、地域の保健所・医療機関・福祉サービスの提供主体との密接な連携を図る。

(事務所の名称、所在地)

第3条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：訪問看護ステーション縁
- (2) 所在地：兵庫県神戸市西区北別府三丁目 15 番地 6

(職員の職種、員数、および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、および種内容は次のとおりとする。

- (1)管理者看護師 1 名（常勤看護師兼務）
管理者は従業者及び利用の申込みに係る調整など
業務の管理を一元的に行い、また必要な指揮命令を行う。
- (2)職員看護師 10 名（常勤専従 7 名 非常勤専従 3 名 1 名は管理者兼務）
訪問看護計画書および報告書を作成し、訪問看護を担当する。
理学療法士 11 名（常勤専従 8 名 非常勤専従 3 名）作業療法士（常勤専従 5 名）
言語聴覚士 1 名（常勤専従 1 名）在宅におけるリハビリテーションを担当する。

(営業日および営業時間)

第5条 営業日および営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。
(ただし、12月30日～1月3日を除く)
- (2)営業時間は、通常時間として 8 時 30 分から 17 時 30 分までとする。

- (3) サービス提供日は、通常、月曜日から土曜日までとする。
(ただし、特別な事情により必要と認めた場合は、休業日にもサービス提供を行う)
- (4) サービス提供時間は、8 時半から 19 時までとする。
- (5) 電話などにより、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(サービス提供方法及び内容)

第 6 条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者または家族から事業所に直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用希望者に主治医がいない場合は、事業所から、医師会または神戸市高齢者サービス調整チームに主治医の選定を依頼する。
- (4) 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業者との連携を図る。

第 7 条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪などによる清潔の保持
- (3) 食事および排泄など日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) 認知症患者の看護・リハビリテーション
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) カテーテルなどの管理
- (9) ターミナルケア
- (10) その他医師の指示による医療処置

(緊急時などにおける対応方法)

第 8 条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行なうこととする。

主治医に連絡が困難な場合は、緊急搬送などの必要な処置を講じるものとする。

- 2. 看護師等は、前項について、然るべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(通常の事業実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は下記のとおりとする

神戸市（西区、垂水区、須磨区、長田区、兵庫区）明石市の範囲内とする。

(介護保険法の指定訪問看護・介護予防訪問看護の利用料)

第 10 条 利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額の支払いを受け取るものとする。

(その他費用の額)

第 11 条 第 9 条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

1. 実施地域を越えてから 1 kmあたり 10 円を徴収する。
2. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(記録の整備)

第 12 条 次に掲げる訪問看護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

- (1)医師の指示書
- (2)訪問看護計画書
- (3)訪問看護報告書
- (4)提供した具体的なサービス内容等の記録
- (5)市町村への通知に係る記録
- (6)苦情の内容の記録
- (7)事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(業務継続計画に関する事項)

第 13 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を、継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画

の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第 14 条 事業所は看護師等の清潔の保持及び、健康状態の管理を行うとともに、事務所の設備、備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第 15 条 訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2.事業所は、提供した訪問看護サービスに関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3.事業所は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の守秘義務)

第 16 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密の保持)

第 17 条 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2.従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止の為、次の措置を講ずるものとする。

(1)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。

- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置。
- 2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告するものとする。

（事故発生時の対応）

- 第 19 条 事業所は、利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者（地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 3. 事業所は、利用者に対する訪問看護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（研修の確保）

- 第 20 条 訪問看護員等の資質を図るために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修採用後 3 ヶ月以内
 - (2) 継続研修年 2 回

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社 LIFIX と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。